

マイナンバーカードの 特急発行を ご希望の方へ



対象の方は、申請から原則1週間以内（最短5日）でマイナンバーカードがご自宅に郵送で届く、「特急発行」で申請することができます。

下記の①～④をご確認ください。

① 特急発行の対象者ですか？

特急発行の対象者は以下の方限定です。

- ・ 1歳未満の方
- ・ 国外から転入した方
- ・ カードを紛失または盗難にあった方
- ・ 追記欄が満欄のため氏名等の変更を追記できない方
- ・ カードを破損、汚損した方
- ・ 住民票コードまたは個人番号を変更した方
- ・ 刑事施設等から出所した方
- ・ 住民票に新しく記載された方

※特急発行の申込期限は、「1歳未満の方」を除き、それぞれの事由が発生してから30日間です。詳しくはお問い合わせください。
※出生届の提出と同時に特急発行によるマイナンバーカードの交付申請を行うこともできます。詳しくはお問い合わせください。

② 本人確認書類は お持ちですか？

特急発行申請をするには次のいずれかの書類が必要です。

- ・ 「A書類」2点
- ・ 「A書類」1点＋「B書類」1点

※「A書類」、「B書類」については裏面をご覧ください
※「A書類」をお持ちでない方は住所地に照会兼回答書を送付しますので、裏面のお問い合わせ先にご連絡ください。

③ 2週間以内に転出の ご予定はありますか？

2週間以内に荒川区外へ転出の予定がある方は、新しい住所地で申請してください。

④ 再交付の理由によっては手数料 が発生することがあります。

紛失等、本人に責のある再交付の場合、手数料は原則として2,000円です。

注意事項

- 原則として、申請の取りやめはできません。
- 万一、カードのお受け取りができなかったとしても、再交付手数料は返却できません。
- 以下に該当する場合は、1週間以内にカードを受け取れないことがあります。
 - ・ 出生届と併せて申請書を提出した場合や初めて住民登録をした等で、新しく個人番号が付番された場合
 - ・ 氏名または住所に署名用電子証明書に利用できない文字を含む住民のうち、自動での代替文字変換ができない、または、交付申請者が自動変換された文字とは異なる特定の文字を希望する場合
 - ・ DV被害者である等、交付申請者の希望により、登録された送付先にカードを郵送するのではなく、市区町村の窓口で受取りを希望する場合
 - ・ 顔認証マイナンバーカードの交付を希望する場合
 - ・ 照会書兼回答書を送付する場合
 - ・ 年末年始やシステムメンテナンスが行われる場合
- 代理人が特急発行で申請することはできません。



【本人確認書類一覧】

住民票上の「氏名＋生年月日」または「氏名＋住所」の記載があり、有効期限があるものは有効期限内のものに限ります。

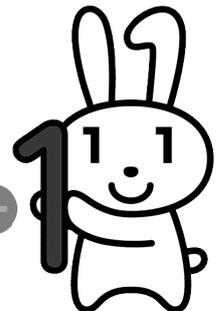
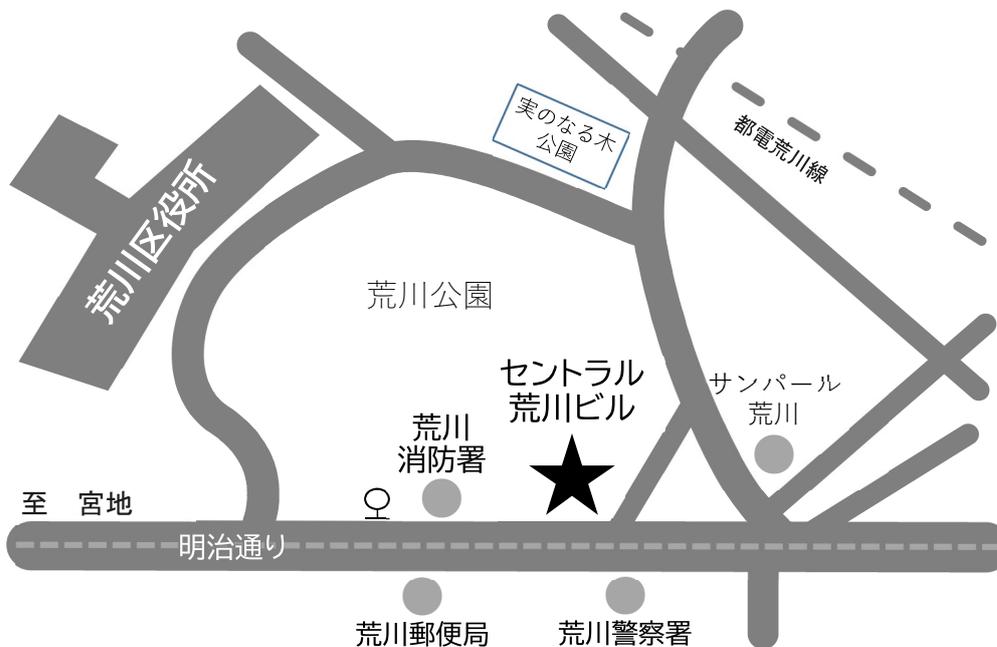
A 書類

住民基本台帳カード、個人番号カード（写真付きに限る）、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のものに限る）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード（写真付きに限る）、特別永住者証明書（写真付きに限る）、一時庇護許可書、仮滞在許可書

B 書類

個人番号カード（写真なし）、在留カード（写真なし）、特別永住者証明書（写真なし）、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、官公署がその職員に対して発行した身分証明書、A 書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、資格確認書、健康保険又は介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金証書、年金手帳・基礎年金番号通知書（年金額改定通知書・年金振込通知書を含む。）、児童扶養手当証書、出生証明書、出生届出済証明書、母子健康手帳、子ども医療費受給者証、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証等、社員証、学生証、顔写真証明書、領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が 3 月以内の公共料金等（国または地方税の納税証明書・社会保険または国民健康保険料等）の領収書、診察券等

マイナンバーカード特急発行申請受付場所 （お問い合わせ先）



荒川区荒川 2 丁目 1 番 5 号
セントラル荒川ビル 6 階
マイナンバーカード申請支援窓口
03-3802-3111（内線 3737）

＜無料の駐車場・駐輪場はございません＞

- ・お手数ですが、区役所の駐車場・駐輪場をご利用ください。
- ・区役所の駐車場をご利用の方は、各窓口で駐車券をご提示ください。駐車券にスタンプが押されたら、区役所 1 階の「総合案内窓口」（閉庁後は区役所地下の巡視室）で駐車券の無料化手続きを行ってください。